



V章 景観資源の保全

1. 景観重要建造物の指定の方針 130
2. 景観重要樹木の指定の方針 131
3. 身近な景観資源の保全の考え方 131

V章 景観資源の保全

区内の景観資源を保全する方策として、景観法に基づく景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針を以下に定めます。

1. 景観重要建造物の指定の方針

良好な景観を形成する上で重要と認められる建造物であり、道路や公園から望むことが可能で、次に示す項目のいずれかに該当する建造物について、所有者に「景観重要建造物」への指定を積極的に働きかけていきます。

- 歴史的、又は、文化的に価値が高いと認められた建造物
- 区内外の多くの人々の記憶にとどまり、目黒区を特徴づける建造物、又は特徴づけていく可能性のある建造物
- 時代を先導する現代建築で、目黒区又は地域の新たな景観形成に資する建造物
- 地域の良好な景観街づくりを先導している建造物、又は、先導する可能性のある建造物

2. 景観重要樹木の指定の方針

良好な景観を形成する上で重要なと認められる樹木であり、道路や公園から望むことが可能で、次に示す項目いずれかに該当する樹木について、所有者に「景観重要樹木」への指定を積極的に働きかけていきます。

- 景観重要建造物などと一緒に良好な景観を形成している樹木
- 地域の良好な景観街づくりを先導している樹木、又は、先導する可能性のある樹木
- 区内外の多くの人々の記憶にとどまり、目黒区を特徴づける樹木、又は特徴づけていく可能性のある樹木
- 「みどりの散歩道」に面し、地域又は目黒区の良好な景観を形成している樹木

3. 身近な景観資源の保全の考え方

景観重要建造物や景観重要樹木とならない神社仏閣や歴史的建造物をはじめとして、坂道や街道、庚申塔など、地域で愛されている身近な景観資源については、区民の発意に基づき区が積極的に保全を支援していきます。